

川越市中小企業者等物価高騰対策経営改善 支援金 申請要領

目 的

物価高騰の影響を受けている中小企業者等が持続可能な経営を維持できるよう、経営革新計画や先端設備等導入計画の承認等を受けた市内の中小企業者等に対する支援を行います。

受付期間

令和8年5月11日(月)～令和9年3月1日(月) ※必着

※予算の範囲内での交付となりますので、上限に達し次第受付終了となります。

対 象 者

以下の①又は②の要件を満たし、かつ(1)～(6)の要件を全て満たしている中小事業者等

- ① 経営革新計画を作成し、埼玉県から新規の承認を受けた者
- ② 先端設備等導入計画を作成し、川越市から新規の認定を受けた者

- (1) 市内に事業所を有しており、引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 令和8年3月1日以降、新規に計画を策定し、承認等を受けていること。
- (4) 先端設備等導入計画については、従業員に対する賃上げ方針を従業員に表明し、賃上げ方針を位置付けて認定を受けた計画であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団に關与する事業者に該当しないこと。
- (6) その他法令及び公序良俗に反していないこと。

交 付 額 10万円

経営革新計画及び先端設備等導入計画ごとに一の事業者につき1回のみ交付します。ただし、過去にこの要綱に基づく支援金の交付を受けたものは対象外です。

申請方法 郵送又は窓口での受付

- ①郵送の場合 ※令和9年3月1日(必着)消印不可。郵便事情により遅延する場合がありますのでお早めにご手続きをお願いします。

【宛先】 〒350-8601 川越市役所 産業振興課

- ②窓口の場合 ※開庁時間内に市役所本庁舎5階「産業振興課」までご持参ください。

申請書類（経営革新計画）提出前にチェックしてください

	提出する書類の名称	備考	✓
1	川越市中小企業者等物価高騰対策経営改善支援金交付申請書（様式第1号）	両面のすべての項目に記入しましたか？ 申請者住所欄は、 <u>個人事業主の場合は住所を記入してください。</u> 誓約・同意事項のすべてにチェックをつけましたか？	
2	経営革新計画（埼玉県知事承認）の承認書の写し	令和8年3月1日以降の承認日付の承認書の写し	
3	承認を受けた計画書の申請書、計画書の写し	経営革新計画に係る承認申請書	
		経営革新計画「別表1 経営革新計画」	
		同「別表2 実施計画と実績」	
		同「別表3 経営計画及び資金計画」	
		同「別表4 設備投資計画」	
		同「別表8 経営革新計画作成に係る指導・助言機関について」	
4	<p><u>市内に事業所を有していることが確認できる書類の写し</u></p> <p>※法人:右記①～④のいずれか ※個人:右記①～⑥のいずれか ⇒いずれの書類も「市内の事業所所在地」の記載があるものをご提出ください</p>	<p>市内事業所があることがわかる、以下のいずれかの書類の写し</p> <p>※申請書に記載した市内事業所の所在地と同じ住所が確認できる書類</p> <p>①営業許可書 ②賃貸借契約書 ③固定資産家屋評価額証明書（一般用） ④公共料金の支払い領収書 ⑤個人事業の開業・廃業等届出書 ⑥所得税青色申告決算書（青色申告の場合） 又は収支内訳書（白色申告の場合）</p>	
5	支援金の申請者名義の預金通帳等の写し（支援金振込先）	通帳を開いた頁のコピー等（金融機関コード、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義（フリガナ）が確認できるもの）	

申請書類（先端設備等導入計画）提出前にチェックしてください

	提出する書類の名称	備考	✓
1	川越市中小企業者等物価高騰対策経営改善支援金交付申請書（様式第1号）	両面のすべての項目に記入しましたか？ 申請者住所欄は、個人事業主の場合は住所を記入してください。 誓約・同意事項のすべてにチェックをつけたか？	
2	先端設備等導入計画（川越市長認定）の認定書の写し	令和8年3月1日以降の認定日付の認定書の写し	
3	認定を受けた計画書の申請書、計画書の写し	先端設備等導入計画に係る認定申請書	
		先端設備等導入計画に関する確認書	
		先端設備等に係る投資計画に関する確認書	
		先端設備等導入計画	
4	<p>市内に事業所を有していることが確認できる書類の写し</p> <p>※法人：右記①～④のいずれか ※個人：右記①～⑥のいずれか ⇒いずれの書類も「市内の事業所所在地」の記載があるものをご提出ください</p>	<p>市内事業所があることがわかる、以下のいずれかの書類の写し</p> <p>※申請書に記載した市内事業所の所在地と同じ住所が確認できる書類</p> <p>①営業許可書 ②賃貸借契約書 ③固定資産家屋評価額証明書（一般用） ④公共料金の支払い領収書 ⑤個人事業の開業・廃業等届出書 ⑥所得税青色申告決算書（青色申告の場合） 又は収支内訳書（白色申告の場合）</p>	
5	支援金の申請者名義の預金通帳等の写し（支援金振込先）	通帳を開いた頁のコピー等（金融機関コード、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義（フリガナ）が確認できるもの）	

Q&A

Q. 個人事業主で、川越市内で事業を営んでいますが、住まいは市外です。対象となるか？

A. 市外にお住まいでも、川越市内に店舗や事業所等があれば対象になります。

Q. 経営革新計画とはどのようなものか？

A. 中小企業等経営強化法に基づき、事業者が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する計画で、埼玉県知事が承認しています。

Q. 先端設備等導入計画とはどのようなものか？

A. 先端設備等導入計画は、中小企業等経営強化法に規定された事業者が、新たな設備投資を通じて労働生産性の向上や事業の効率化を図ることを目的に策定する計画で、川越市長が認定しています。

Q. 経営革新計画や先端設備等導入計画の策定を考えているが、どのように計画を策定したらよいか分からない。相談できるところはないのか？

A. 川越商工会議所等にて相談を受け付けています。

留意事項

- ① 本支援金の交付決定後、要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の交付決定を取り消します。また、本支援金の振込後に交付決定を取り消した場合は、当該支援金を返還していただきます。
- ② 川越市は必要に応じて、申請内容等について調査する場合があります。その場合、申請者は川越市に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。
- ③ 本支援金の交付を受けた者は、令和14年3月31日まで、申請にかかる全ての証拠書類について、必要に応じて川越市が閲覧できるよう、保存しておく必要があります。

お問い合わせ先

川越市役所 産業振興課

電話：049-224-5934 FAX：049-224-8712

ホームページ

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/sangyo/sangyo/1012082/1014755/1018018.html>

【支援金ホームページ】

